

社会福祉法人 静岡厚生会定款

社会福祉法人 静岡厚生会 定款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ニ) 老人介護支援センターの経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人静岡厚生会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者や高齢者夫婦世帯をはじめ、経済的に困窮する高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するほか、ボランティアや地域住民が行う福祉活動を支援し、社会福祉の充実と地域福祉の増進を図る。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を静岡県静岡市に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

6 評議員選任・解任委員会の運営に関し必要な事項は、法令等又はこの定款に定めるもの

のほか、理事会の決議により定める評議員選任・解任委員会運営規程による。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 8 条 評議員 1 名につき、各会計年度の総額が 84,000 円を超えない範囲で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 第 1 項及び第 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第 3 章 評議員会

(構成及び権限)

- 第 9 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令等又はこの定款に定められた事項
 - 3 前項にかかわらず、個々の評議員会において、第 12 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第 10 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第 11 条 評議員会は、法令等に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 第 2 項による請求があったときは、理事長は遅延なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第 12 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。ただし、法令等により、評議員の同意があるときは、当該通知を電磁的方法により発することができる。

きる。

- 2 前項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 13 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) その他法令等で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 18 条で定める定員を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 15 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 16 条 評議員会の議事については、法令等で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 17 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令等又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により定める評議員会運営規則による。

第 4 章 役員

(種類及び定数)

第 18 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 9 名以内
- (2) 監事 3 名以内

- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、5 名以内を社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 第 2 項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その議決によって、第 2 項で選任された業務執行理事より副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副理事長は 2 名以内、専務理事は 1 名、

常務理事は 2 名以内とする。

- 5 監事は、この法人の理事又は職員を兼務することができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令等で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 7 他の同一団体の理事又は職員である者、その他これに準ずる相互に密接な関係のあるものとして法令等で定める者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令等及びこの定款に定めるところにより、業務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、理事長及び副理事長並びに専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会の決議により定める理事の職務権限規程による。
- 7 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎会計年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令等で定めるところにより、監査報告書及び監査意見書を作成し提出すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各会計年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令等若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 第 4 号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等で定めるものを調査し、法令等若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときには、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令等若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令等上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 第 1 項及び第 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引 の 制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前項の取扱いについては、第 35 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任 の 免除又は限定)

第 26 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

- 2 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る)又は監事(以下「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 30,000 円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 項で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第 5 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 27 条 この法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を具申する。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の同意を経て理事長が選任する。
- 4 顧問及び相談役の任期は、役員の任期に準ずる。
- 5 顧問及び相談役の報酬及びその職務を行うために要する費用の支払いについては、評議員に準ずる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長が、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事が、順次に議長となる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 33 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 20 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令等で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席したすべての理事及び監事が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 35 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令等又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により定める理事会運営規則による。

第 7 章 運営協議会及び委員会

(運営協議会及び委員会)

第 36 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、運営協議会及び委員会を設置することができる。

- 2 運営協議会及び委員会の委員は、次に掲げる者から、理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族
- (3) ボランティア活動を行う者

- (4) 学識経験者
 - (5) その他理事長が適当と認める者
- 3 運営協議会及び委員会の定数、任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 8 章 事務局及び職員

(設置等)

- 第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及びこの法人の設置経営する社会福祉施設の長並びに他の重要な職員は、理事会において、選任及び解任する。
 - 4 第 3 項以外の職員は、理事長が任免する。
 - 5 事務局の組織、職員及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第 38 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬等の規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び収支計算書）並びに附属明細書
 - (9) 監査報告及び現況報告書
 - (10) その他法令等で定める帳簿及び書類
- 2 前項の帳簿及び書類等については、この定款に定めるもののほか、社会福祉法第 59 条の 2 及びその他法令等により公表しなければならない。

第 9 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第 39 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。
- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
 - 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
 - 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 40 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、静岡市長の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合には、静岡市長の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

- 第 41 条 この法人の資産は、第 45 条に定める経理規程により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項で承認を受けたものについては、評議員会に報告しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

- 3 第 1 項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 44 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 45 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

- 2 前項で同意を受けたものについては、評議員会に報告しなければならない。

第 10 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 47 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の公益事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域包括支援センターの経営

2 前項のほか、第 3 条第 2 項及び社会福祉法第 24 条 2 の規定により、地域社会に貢献する取組として次の公益事業を行う。

- (1) 高齢者等に無料又は低額な料金を、福祉サービスを提供する事業
- (2) 高齢者福祉及び介護に関する相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- (3) 独力で生活することが困難な要介護高齢者等への支援と一時保護に関する事業
- (4) 地域福祉活動を行うボランティア及び団体の育成とその活動を支援する事業
- (5) 社会福祉及び介護に従事する人材の養成、育成及び確保や支援に関する事業
- (6) その他社会福祉及び地域福祉の増進に必要な調査研究、啓発普及等に関する事業

3 第 1 項及び第 2 項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 11 章 解散

(解散)

第 48 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 49 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 12 章 定款の変更

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、静岡市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を静岡市長に届け出なければならない。

第 13 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 51 条 この法人の事業活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により、別に定める。

(個人情報の保護)

第 52 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により、別に定める。

第 14 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、社会福祉法人 静岡厚生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 54 条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議により、別に定める。

附則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 江藤 栄
 理事 荻野 準平
 “ 鈴木 与平
 “ 増田 善郎
 “ 法月 七郎
 “ 大村 一郎
 “ 數原 貢
 “ 榎本 敏雄
 “ 石黒 吉蔵
 監事 村松 英一
 “ 鈴木 孝司

附則 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

(1) 建 物

| 番号 | 所 在 | 構 造 | 種 類 | 床面積 | 摘 要 |
|----|-----------------------------|------------------|-------|-------------------------|--------------------------|
| 1 | 静岡県静岡市葵区北番町 17 番地 5 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建 | 養護所 | 643.54 m ² | 家屋番号 17 番 5 厚生苑舎 |
| 2 | 静岡県静岡市葵区北番町 66 番地 2・66 番地 3 | 鉄骨造陸屋根 4 階建 | 養護所 | 3,350.73 m ² | 家屋番号 66 番 2 厚生苑新緑の郷舎 |
| 3 | 静岡県静岡市葵区柳町 185 番地 5 | 鉄骨造陸屋根 4 階建 | 老人ホーム | 6,358.75 m ² | 家屋番号 185 番 5 厚生苑清流の郷舎 |

(2) 土 地

| 番号 | 所 在 | 面 積 | 摘 要 |
|----|--------------------|-------------------------|------------------------|
| 1 | 静岡県静岡市葵区北番町 17 番 5 | 347.19 m ² | 宅地、厚生苑老人デイサービスセンター敷地 |
| 2 | 静岡県静岡市葵区柳町 185 番 5 | 3,295.49 m ² | 宅地、特別養護老人ホーム厚生苑 清流の郷敷地 |

(3) 預 金

定期預金 500 万円